**（仮称）新たなみさき公園整備運営等事業**

**事業契約書（案）**

令和３年●月●日

**大 阪 府 泉 南 郡 岬 町**

【 目 次 】

[第１章　定義及び解釈](#_Toc80802763) - 1 -

[（定義）](#_Toc80802764) - 1 -

[第２章　総則](#_Toc80802765) - 4 -

[（本事業の概要）](#_Toc80802766) - 4 -

[（事業日程）](#_Toc80802767) - 4 -

[（本件施設の処分）](#_Toc80802768) - 4 -

[（設置管理許可）](#_Toc80802769) - 5 -

[（事業者の費用負担・資金調達・収入）](#_Toc80802770) - 5 -

[（許認可等及び届出等）](#_Toc80802771) - 5 -

[（責任の負担）](#_Toc80802772) - 6 -

[（統括管理業務、事業統括責任者）](#_Toc80802773) - 6 -

[（準備行為）](#_Toc80802774) - 6 -

[（地位の譲渡）](#_Toc80802775) - 6 -

[（事業の委託の禁止）](#_Toc80802776) - 6 -

[（本事業に関する近隣対策等）](#_Toc80802777) - 7 -

[（付保）](#_Toc80802778) - 7 -

[（計算書類等の提出）](#_Toc80802779) - 7 -

[（モニタリングの実施）](#_Toc80802780) - 7 -

[第３章　本件施設の設計業務](#_Toc80802781) - 8 -

[（公園計画）](#_Toc80802782) - 8 -

[（調査等）](#_Toc80802783) - 8 -

[（設計）](#_Toc80802784) - 8 -

[（設計内容の変更及び変更に伴う増加費用の負担）](#_Toc80802785) - 9 -

[（第三者に与えた損害の賠償責任）](#_Toc80802786) - 9 -

[第４章　本件施設の建設業務及び工事監理業務](#_Toc80802787) - 9 -

[（建設業務の実施）](#_Toc80802788) - 10 -

[（施工計画）](#_Toc80802789) - 10 -

[（工事監理業務の実施）](#_Toc80802790) - 10 -

[（町による説明要求及び立会）](#_Toc80802791) - 10 -

[（建設用地等の管理）](#_Toc80802792) - 11 -

[（交通への妨害）](#_Toc80802793) - 11 -

[（暴力団等の排除）](#_Toc80802794) - 11 -

[（工期の変更）](#_Toc80802795) - 11 -

[（工事の中止）](#_Toc80802796) - 12 -

[（竣工検査）](#_Toc80802797) - 12 -

[（所有権登記）](#_Toc80802798) - 12 -

[（建設期間中の増加費用）](#_Toc80802799) - 12 -

[（建設期間中の第三者損害）](#_Toc80802800) - 13 -

[第５章　本件施設の開園準備業務、維持管理業務及び運営業務](#_Toc80802801) - 13 -

[（開園準備業務の実施）](#_Toc80802802) - 13 -

[（開園準備業務計画書の変更）](#_Toc80802803) - 13 -

[（維持管理業務の実施）](#_Toc80802804) - 14 -

[（維持管理業務の区分・対象範囲）](#_Toc80802805) - 14 -

[（維持管理業務計画書の変更）](#_Toc80802806) - 15 -

[（運営業務の実施）](#_Toc80802807) - 15 -

[（運営業務の区分・対象範囲）](#_Toc80802808) - 16 -

[（運営業務計画書の変更）](#_Toc80802809) - 16 -

[（開園日及び開園時間）](#_Toc80802810) - 17 -

[（利用料金）](#_Toc80802811) - 17 -

[（開園準備、維持管理及び運営期間中の第三者損害）](#_Toc80802812) - 17 -

[（本件施設の瑕疵による増加費用）](#_Toc80802813) - 17 -

[第６章　契約期間及び契約の終了](#_Toc80802814) - 18 -

[（契約期間）](#_Toc80802815) - 18 -

[（事業者の債務不履行等による契約の解除）](#_Toc80802816) - 18 -

[（本件施設の完成前の契約の解除）](#_Toc80802817) - 19 -

[（本件施設の完成後の契約の解除）](#_Toc80802818) - 20 -

[（町の債務不履行による契約の解除）](#_Toc80802819) - 20 -

[（町による任意解除）](#_Toc80802820) - 21 -

[（法令等の変更による契約の終了）](#_Toc80802821) - 21 -

[（不可抗力による契約の終了）](#_Toc80802822) - 21 -

[（本事業終了に際しての処置）](#_Toc80802823) - 22 -

[（期間満了時の取扱い）](#_Toc80802824) - 22 -

[第７章　法令変更及び不可抗力](#_Toc80802825) - 23 -

[（法令変更）](#_Toc80802826) - 23 -

[（不可抗力）](#_Toc80802827) - 24 -

[第８章　事実の表明及び保証](#_Toc80802828) - 24 -

[（事業者による事実の表明及び保証）](#_Toc80802829) - 24 -

[第９章　雑則](#_Toc80802830) - 24 -

[（金融機関等との協定締結）](#_Toc80802831) - 24 -

[（公租公課）](#_Toc80802832) - 25 -

[（反社会的勢力）](#_Toc80802833) - 25 -

[（秘密保持）](#_Toc80802834) - 25 -

[（通知）](#_Toc80802835) - 26 -

[（特許権等の使用）](#_Toc80802836) - 26 -

[（著作権）](#_Toc80802837) - 27 -

[（端数処理）](#_Toc80802838) - 27 -

[（準拠法及び合意管轄）](#_Toc80802839) - 27 -

[（管轄裁判所）](#_Toc80802840) - 27 -

[（疑義についての協議）](#_Toc80802841) - 27 -

[別紙１　BOT施設及びBOO施設](#_Toc80802842) - 29 -

[別紙２　事業日程表](#_Toc80802843) - 30 -

[別紙３　公園施設設置許可申請書（岬町都市公園条例施行規則）様式第２号](#_Toc80802844) - 31 -

[別紙４　公園施設管理許可申請書（岬町都市公園条例施行規則）様式第３号](#_Toc80802845) - 32 -

[別紙５　町が負担する費用](#_Toc80802846) - 33 -

[別紙６　町に支払う使用料](#_Toc80802847) - 34 -

[別紙７　事業者が付保する保険](#_Toc80802848) - 35 -

[別紙８　開園日及び開園時間](#_Toc80802849) - 37 -

大阪府泉南郡岬町（以下「町」という。）と【　】（以下個別に又は総称して「事業者」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、町が行う（仮称）新たなみさき公園整備運営等事業に関して、PFI法に定める特定事業に関する契約（以下「本契約」という。）を次のとおり締結する。

町と事業者は、本契約の目的を達成するため、相互に協力し、誠実に本契約の各条項を履行することを誓約する。

# 第１章　定義及び解釈

# （定義）

第１条　本契約において、次に掲げる用語は、文脈上他の解釈が当然なされる場合を除いて、当該各号に定める意味を有する。

（１）「本公園」とは、募集要項等に定める、事業者が本事業により整備・運営を行う都市公園「みさき公園」をいう。

（２）「本事業」とは、（仮称）新たなみさき公園整備運営等事業をいい、本契約等に定める事業者の行う本公園及び本件施設に関する次の業務をいう。

ア　統括管理業務

イ　設計業務

ウ　建設業務

エ　工事監理業務

オ　開園準備業務

キ　維持管理業務

ク　運営業務

（３）「統括管理業務」とは、本事業において事業者が実施する業務として本契約、募集要項等及び提案書に規定された、町と事業者間の調整や本事業における個別の業務全般を統括する業務をいう。

（４）「設計業務」とは、本事業において事業者が実施する業務として本契約、募集要項等及び提案書に規定された、本件施設の調査・設計業務をいう。

（５）「建設業務」とは、本事業において事業者が実施する業務として本契約、募集要項等及び提案書に規定された、本件施設の建設業務をいう。

（６）「工事監理業務」とは、本事業において事業者が実施する業務として本契約、募集要項等及び提案書に規定された、本件施設の工事監理業務をいう。

（７）「開園準備業務」とは、本事業において事業者が実施する業務として本契約、募集要項等及び提案書に規定された、本業務の本格運営開始及び全面開園に向けて開園の準備を行う業務である。

（８）「維持管理業務」とは、本事業において事業者が実施する業務として本契約等に規定された、本公園及び本件施設の維持管理業務をいう。

（９）「運営業務」とは、本事業において事業者が実施する業務として本契約等に規定された、本公園及び本件施設の運営業務をいう。

（10）「各業務」とは、統括管理業務、設計業務、建設業務、工事監理業務、開園準備業務、維持管理業務及び運営業務の全部又は一部をいう。

（11）「新設施設」とは、本契約等に従って事業者が新たに設置する施設をいう。

（12）「既存施設」とは、本契約締結時においてすでに存在している本公園内の施設で、本契約等に従って事業者が維持管理・運営を行う必要のある施設をいう。

（13）「本件施設」とは、既存施設及び新設施設をいう。

（14）「BOT施設」とは、本件施設のうち別紙１「BOT施設及びBOO施設」でBOT施設とする施設をいう。

（15）「BOO施設」とは、本件施設のうち別紙１「BOT施設及びBOO施設」でBOO施設とする施設をいう。

（16）「事業実施場所」とは、募集要項等に定める、本契約を履行する場所である本公園の敷地をいう。

（17）「事業統括責任者」とは、第10条に定める事業統括責任者をいう。

（18）「事業統括副責任者」とは、第10条に定める事業統括副責任者をいう。

（19）「設計業務責任者」とは、設計業務を総合的に把握し、町への各種届出や報告、町や関係機関との調整等を行う責任者をいう。

（20）「設計図書」とは、基本設計に関する成果図書及び実施設計に関する成果図書をいう。

（21）「建設業務責任者」とは、建設業務を総合的に把握し、町への各種届出や報告、町や関係機関との調整等を行う責任者をいう。

（22）「工事監理業務責任者」とは、工事監理業務を総合的に把握し、町への各種届出や報告を行う責任者をいう。

（23）「工事監理者」とは、建設工事の工事監理を行う、関係法令等で定める必要な資格を保有する者をいう。

（24）「開園準備業務責任者」とは、開園準備業務を総合的に把握し、町への各種届出や報告、町や関係機関との調整等を行う責任者をいう。

（25）「開園準備業務計画書」とは、業務要求水準書に定める開園準備業務計画書をいう。

（26）「開園準備業務報告書」とは、業務要求水準書に定める開園準備業務報告書をいう。

（27）「維持管理業務責任者」とは、維持管理業務を総合的に把握し、調整等を行う責任者をいい、維持管理業務計画書及び維持管理業務報告書の作成・提出を行う。

（28）「業務担当者」とは、維持管理業務においては、維持管理業務の区分ごとに選定される担当者をいい、運営業務においては、運営業務の区分ごとに選定される担当者をいう。

（29）「維持管理業務計画書」とは、業務要求水準書に定める維持管理業務基本計画書及び年度維持管理業務計画書をいう。

（30）「維持管理業務報告書」とは、業務要求水準書に定める維持管理業務報告書及び年度維持管理業務報告書をいう。

（31）「運営業務責任者」とは、運営業務を総合的に把握し、調整等を行う責任者をいい、運営業務計画書及び運営業務報告書の作成・提出を行う。

（32）「運営業務計画書」とは、業務要求水準書に定める運営業務基本計画書及び年度運営業務計画書をいう。

（33）「運営業務報告書」とは、業務要求水準書に定める運営業務報告書及び年度運営業務報告書をいう。

（34）「事業年度」とは、毎年４月１日から始まる１年をいい、事業初年度にあっては、事業開始日から直近の３月末日まで、事業最終年度にあっては、当該年度の４月１日から事業終了日までをいう。

（35）「法令等」とは、本事業を実施する上で事業者が遵守すべき法令・基準及び留意すべき計画等をいう。

（36）「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷、火災、騒乱、暴動その他通常の予想を超えた自然的又は人為的な事象であって町及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。なお、法令等の変更は不可抗力には含まれない。

（37）「業務要求水準書」とは、業務の要求水準を示す書類をいい、その内容の詳細は、町が令和３年（2021年）１月29日に公表した「（仮称）新たなみさき公園整備運営等事業　業務要求水準書」による。なお、募集手続及び事業計画等に基づき本契約締結までに業務要求水準書が変更された場合並びに本契約に基づき業務要求水準書が変更された場合は、それらの内容を含む。また、業務要求水準書に関する質問回答は業務要求水準書の一部を構成する。

（38）「募集要項等」とは、町が本事業に関する募集手続において公表又は配布した一切の書類（実施方針、業務要求水準書、募集要項、基本協定書（案）、事業契約書（案）、モニタリング計画、事業者選定基準、記載要領及び様式集、その他必要に応じて配布した補足資料を含む。）及び当該書類に関する質問回答をいう。

（39）「提案書」とは、事業者が本事業の公募手続において町に提出した応募提案、町からの質問に対する回答書及び本契約締結までに提出したその他一切の書類をいう。

（40）「設置管理許可書」とは、第５条に定める設置管理許可書をいう。

（41）「本契約等」とは、本契約、募集要項等、提案書、公園計画、設置管理許可書を併せたものをいう。

（42）「設計期間」とは、別紙２「事業日程表」に定める事業者による本件施設の調査・設計の期間をいう。

（43）「建設期間」とは、別紙２「事業日程表」に定める事業者による本件施設の建設・工事監理の期間をいう。

（44）「維持管理・運営期間」とは、別紙２「事業日程表」に定める事業者による本公園及び本件施設の維持管理・運営の期間をいう。

（45）「代表企業」とは、構成員及び協力企業を代表する【　】をいう。

（46）「構成員」とは、事業者に出資を行い、かつ、事業者との間で請負契約又は業務委託契約を締結して、本事業を構成する業務の全部又は一部を請け負い又は受託する【　】、【　】及び【　】をいう。なお、事業者の提案書に従い、【　】は統括管理業務を、【　】は設計業務を、【　】は建設業務を、【　】は開園準備業務を、【　】は工事監理業務を、【　】は維持管理業務を、【　】は運営業務をそれぞれ事業者から請け負い又は受託する。

（47）「協力企業」とは、事業者への出資は行わずに、事業者との間で請負契約又は業務委託契約を締結して、本事業を構成する業務の全部又は一部を請け負い又は受託する【　】、【　】及び【　】をいう。なお、事業者の提案書に従い、【　】は【　】業務を、【　】は【　】業務をそれぞれ事業者から請け負い又は受託する。

（48）「構成企業」とは、構成員と協力企業を総称していう。

（49）「モニタリング計画」とは、町が令和３年（2021年）●月●日に公表した「（仮称）新たなみさき公園整備等事業　モニタリング計画」をいう。なお、募集手続、提案書、公園計画等に基づき本契約締結までにモニタリング計画が変更された場合並びに本契約に基づきモニタリング計画が変更された場合は、それらの内容を含む。また、モニタリング計画に関する質問回答はモニタリング計画の一部を構成する。

（50）「公園計画」とは、提案書の内容をもとに、構成企業が策定し町の承諾を得た、施設内容、設計、建設、維持管理及び運営等についての計画をいう。なお、本契約に基づき公園計画が変更された場合は、それらの内容を含む。

（51）「基本協定」とは、町と構成企業とが、令和３年【　】月【　】日付けで締結した「（仮称）新たなみさき公園整備運営等事業基本協定書」をいう。

２　別紙は、本契約と一体をなし契約条件の一部を構成するが、目次、条文及び別紙の見出しは便宜上のものであり、契約条件の一部を構成するものではなく、また契約条件の解釈において考慮されない。

３　本契約において言及されている法令については、当該法令施行後の改正を含む。

４　本事業の実施に関しては、本契約の他、設置管理許可書、募集要項等、提案書及び公園計画に定める各規定が適用される。本契約、設置管理許可書、募集要項等、提案書及び公園計画の間に齟齬が生じる場合、設置管理許可書、本契約、募集要項等、公園計画、提案書の順に優先して適用される。

# 第２章　総則

# （本事業の概要）

第２条　事業者は、本契約等に従い、本契約の締結日から【　】年【　】月【　】日までの間（以下「本事業期間」という。）、自己の責任及び費用において、統括管理業務、設計業務、建設業務、工事監理業務、開園準備業務、維持管理業務及び運営業務を行う。

２　事業者は、本公園（町が所有する事業実施場所及び既存施設を含む。）の維持管理及び運営を行うとともに、自ら整備した新設施設を本事業期間中所有し、維持管理及び運営を行う。

３　事業者は、本事業期間を通じて、本件施設の公共性に鑑み、都市公園として町民等に提供されるサービスの品質を損なわないように、最善の実施体制を確立する。

# （事業日程）

第３条　本事業は、別紙２「事業日程表」に従って実施される。

# （本件施設の処分）

第４条　事業者は、本件施設について、事前に町の書面による承諾を得なければ、抵当権、質権、譲渡担保権の設定等の処分行為を行うことはできない。

# （設置管理許可）

第５条　事業者は、町に対して、本契約締結後速やかに、都市公園法（昭和31年法律第79号）第５条の規定に基づき、別紙３「公園施設設置許可申請書」及び別紙４「公園施設管理許可申請書」により新設施設の設置管理許可及び公園計画において管理許可に基づき運営することとしている既存施設の管理許可を申請する。町は、事業者が関係法令、町の条例、本契約及び募集要項等に違反していないことを条件として、設置管理許可を与える。

２　設置管理許可の期間は【　】年の範囲内とし、設置管理許可を与えてから【　】年【　】月【　】日までとする。

３　事業者は、設置管理許可に関する権利及び設置管理許可に基づき整備した新設施設及び管理許可に基づいて管理する既存施設を第三者に譲渡し、又は賃貸等してはならない。ただし、本契約等の定めに従い、設置管理許可の条件の範囲内で行う賃貸等はこの限りではない。

４　町は、第１項の設置管理許可を与えた後、速やかに新設施設の敷地となる事業実施場所及び管理許可を受けて利用する既存施設を事業者に引き渡す。

５　事業者は、本公園を、本事業を実施する目的以外に使用してはならず、また、町の事前の書面による承諾を得ることなく、本公園について第三者に賃貸し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。

６　本契約が事由の如何を問わず終了した場合、本条に定める設置管理許可も終了する。

# （事業者の費用負担・資金調達・収入）

第６条　本事業の実施に関する一切の費用は、別紙５「町が負担する費用」に定める費用及び本契約等に別段の定めによる費用を除き、事業者が負担するものとする。

２　事業者は、本事業の実施に関して必要となる資金の調達を、自らの責任及び費用負担において行う。

３　本件施設の運営による収入（第45条に定める利用料金を含む。）は、事業者の収入とする。

４　町は、競合施設の建設、利用者減少、又は利用者による利用料金の未納若しくは滞納等により、事業者の本事業に関する収入が減少した場合においても、事業者に対し何ら補償を行わない。

（町に支払う使用料）

第７条　事業者は、設置許可、管理許可又は占用許可による使用料を町に支払う。使用料の詳細については、別紙６「町に支払う使用料」に定めるとおりとする。

# （許認可等及び届出等）

第８条　本事業の実施のために必要な許認可及び申請は、事業者が自己の責任及び費用負担において取得及び維持し、本事業の実施のために必要な届出についても事業者が自らの責任及び費用負担において行う。ただし、町が取得及び維持すべき許認可及び町が行うべき届出は、この限りではない。

２　事業者は、前項に定める許認可及び届出に関する書類の写しを提出後直ちに町に提出する。

３　事業者が町に対して協力を求めた場合、町は、事業者による第１項に定める許認可の取得及び維持並びに届出に必要な資料の提出等につき協力する。

４　町が事業者に対して協力を求めた場合、事業者は、町が取得及び維持すべき許認可及び町が行うべき届出に必要な資料の提出等につき協力する。

５　事業者は、町の責めに帰すべき事由による場合を除き、許認可の申請又は届出の遅延により増加費用が生じた場合、当該増加費用を負担する。

# （責任の負担）

第９条　事業者は、本契約等に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に関する一切の責任を負う。

２　事業者は、本契約等に別段の定めがある場合を除き、本事業に関する事業者からの町に対する報告、通知又は説明を理由として、いかなる本契約等における責任も免れず、当該報告、通知又は説明を理由として、町は何ら責任を負担しない。

# （統括管理業務、事業統括責任者）

第10条　事業者は、本契約等に従って統括管理業務を行うものとする。

２　事業者は、本事業期間中、本事業の全体を総合的に把握し調整を行う事業統括責任者１名及び事業統括副責任者１名を定め、本契約の締結日後直ちに、その氏名その他必要な事項を町に通知しなければならない。事業統括責任者又は事業統括副責任者を変更したときも同様とする。

３　事業者は、やむを得ない事由により、事業統括責任者又は事業統括副責任者を変更する必要が生じたとき、町の承諾を得たうえで、事業統括責任者又は事業統括副責任者を変更することができる。

# （準備行為）

第11条　事業者は、維持管理・運営期間の開始日から確実に本施設の機能が十分発揮されるよう必要な体制を確保し、維持管理・運営期間の開始日までに、自らの責任及び費用負担において必要な準備を行わなければならない。この場合、町は必要かつ可能な範囲で事業者に対して支援を行うものとする。

２　事業者は、維持管理・運営期間の開始日の前であっても、自らの責任及び費用負担において、本事業の円滑かつ適切な実施に必要な業務を実施する。

# （地位の譲渡）

第12条　事業者は、町の事前の書面による承諾を得ることなく、本事業に関する権利若しくは義務又は本契約上の地位を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することその他一切の処分をすることができない。

# （事業の委託の禁止）

第13条　事業者は、町の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本事業の全部又は一部の実施を代表企業、構成員又は協力企業以外の第三者に委託してはならない。

２　本事業の委託又は請負は全て事業者の責任において行い、本事業に関して事業者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなし、事業者が責任を負う。

# （本事業に関する近隣対策等）

第14条　事業者は、自らの責任と費用負担において、騒音、悪臭、光害、粉塵発生、交通渋滞、振動及びその他本事業の実施が事業用地の近隣住民の生活環境等に与える影響を調査し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。

２　前項に規定された近隣対策の実施について、事業者は、町に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。

３　設計業務、建設業務又は工事監理業務に関して募集要項等において事業者に提示した条件に対する近隣住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合には、町は、事業者が負担した合理的な増加費用を負担し、事業者との協議により当該増加費用の金額及び支払方法を定める。

４　前項以外の近隣住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合は、事業者が負担する。

# （付保）

第15条　事業者は、本事業期間中、別紙７「事業者が付保する保険」に定める保険を付保し、保険料を負担する。事業者は、かかる保険の証書又はこれに代わるものを直ちに町に提示しなければならない。

# （計算書類等の提出）

第16条　事業者は、事業期間中、各事業年度の末日から3か月以内に、本事業に係る監査を受けた会社法（平成17年法律第86号）第435条に定める計算書類等及びその附属明細書並びに事業報告を町に提出する。

# （モニタリングの実施）

第17条　事業者は、事業期間中、自らの責任及び費用負担において、モニタリング計画に定める次の各号のモニタリングを自ら実施し（以下「セルフモニタリング」という。）、その結果を書面により町に報告する。

（１）統括管理業務（財務状況報告業務）モニタリング

（２）施設整備期間の業務に関するモニタリング

（３）維持管理・運営期間の業務に関するモニタリング

（４）事業終了時のモニタリング

２　町は、モニタリング計画に基づき、自らの責任及び費用負担において、前項のセルフモニタリングの結果確認を含め、事業者が本契約等に定める要求水準又は提案内容を満たして各業務を実施していることを確認するため、モニタリングを実施する。

３　事業者は、前項に定める確認の実施につき町に対して最大限の協力を行う。

４　町は、第２項の確認の結果、本契約等に定める要求水準又は提案内容に達していない、若しくはそのおそれがあると判断する場合その他モニタリング計画に定める場合には、事業者に対して改善勧告その他モニタリング計画に定める措置を行うことができる。

# 第３章　本件施設の設計業務

# （公園計画）

第18条　事業者は、基本協定第４条に基づき町の承諾を得た公園計画に従い、本公園の整備、維持管理及び運営を行わなければならない。

２　事業者は、本事業期間中に公園計画の内容を変更しようとする場合、町の書面による承諾を得なければならない。町は、当該承諾申請に合理性が認められる場合、速やかに承諾を行うものとする。公園計画の変更により、本契約の変更及び設置管理許可の変更が必要となる場合、町は、事業者と協議のうえ、本契約の変更及び設置管理許可の変更について決定することができる。

３　事業者は、町の責めに帰すべき事由による場合を除き、公園計画の変更に伴う増加費用を負担する。

# （調査等）

第19条　事業者は、町に対し事前に書面により通知したうえで、本件施設の設計のために必要な測量・地質調査等を自己の責任及び費用において行うことができる。

２　町は、事業者から本件施設の設計のために必要な資料の提供の要請を受けた場合、町が保有し、かつ法令上提供することができる資料について、事業者に対し提供する。

３　町は、町が実施した調査結果又は町が提供した資料の不備により、公園計画の変更又は本件施設の設計変更の必要が生じ、事業者に増加費用が発生した場合、当該増加費用を合理的な範囲で負担する。

# （設計）

第20条　事業者は、本契約等に従い、自らの責任及び費用負担において設計業務を行い、本件施設（整備の対象とならない既存施設を除く。以下、設計業務、建設業務及び工事監理業務に関する条項について同様とする。）の設計図書を作成し、町に提出する。事業者は、町の責めに帰すべき事由による場合を除き、設計業務に関する一切の責任を負担する。

２　事業者は、設計業務の開始前に、設計業務責任者を選定し、町の書面による承諾を得なければならない。設計業務責任者を変更する場合も同様とする。

３　設計業務責任者は、本契約等に従い、設計業務の開始前に、設計業務を行う担当者の実施体制を提出し、町の書面による承諾を得なければならない。実施体制を変更する場合も同様とする。

４　事業者は、設計業務の着手時及び完了時に、業務要求水準書に定める書類を町に提出し、町の確認を受けなければならない。

５　事業者は、【　】年【　】月【　】日までに、設計図書のうち基本設計に関する成果図書を町に提出し、その内容を町に説明したうえで、町の中間確認を受けなければならない。

６　事業者は、前項の中間確認を得た後に、設計図書のうち実施設計に関する成果図書を作成し、【　】年【　】月【　】日までに、設計図書を町に提出し、その内容を町に説明したうえで、町の完了確認を受けなければならない。

７　町は、前３項の提出書面の確認後、速やかに、確認結果を事業者に通知しなければならない。ただし、町による確認は、事業者の本契約等における責任を軽減又は免除するものではない。

# （設計内容の変更及び変更に伴う増加費用の負担）

第21条　事業者は、建設業務の着手の前後を問わず、本件施設の設計変更が必要となった場合、速やかに町に報告し、その承諾を受けなければならない。これらの変更は、本契約等に定める本件施設の性能に支障を来たすものであってはならない。設計変更に対する町の承諾は、事業者の本契約等における責任を軽減又は免除するものではない。

２　前項により、事業者が設計変更を行う場合、当該変更に対する町の承諾の有無にかかわらず、当該変更により生じる増加費用は、事業者が負担しなければならない。ただし、第19条第３項の場合は除く。

３　町は、必要があると認める場合（第19条第３項の場合は除く。）、書面により本件施設の設計変更を事業者に求めることができ、事業者は、当該書面の受領後、速やかに設計変更の可否を町に通知しなければならない。ただし、事業者は、合理的な理由なく当該請求を拒否してはならない。

４　前項により、町の請求に基づき設計の変更を行う場合においては、当該変更により事業者に生ずる増加費用は町が合理的な範囲内で負担する。また、当該変更により建設期間の延長が必要となる場合は、町は合理的な範囲で期間延長を認め、これに伴い維持管理・運営期間の開始日が遅れる場合は、本事業期間の延長について、町と事業者は協議する。

５　事業者は、町の責めに帰すべき事由による場合を除き、本件施設に関する調査又は設計の不備又は誤り等によって設計変更又は遅れ等が生じたために必要となる一切の費用を負担する。

６　法令等の変更によって設計業務に関して事業者に増加費用が発生した場合は、第58条の例による。

７　不可抗力によって設計業務に関して事業者に増加費用が発生した場合は、第59条の例による。

# （第三者に与えた損害の賠償責任）

第22条　事業者は、本契約等に定める調査及び設計業務に起因して第三者に損害が生じた場合、当該第三者の損害を賠償しなければならない。但し、町の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。

# 第４章　本件施設の建設業務及び工事監理業務

# （建設業務の実施）

第23条　事業者は、本契約等及び設計図書に従い、自らの責任及び費用負担において建設業務を行う。事業者は、町の責めに帰すべき事由による場合を除き、建設業務に関する一切の責任を負担する。

２　事業者は、設計業務終了後直ちに、町と協議のうえ本契約等及び設計図書に従った施工計画（以下「施工計画」という。）を策定し、町の書面による承諾を得なければならない。

３　事業者は、建設業務の開始前に、建設業務責任者を選定し、町の書面による承諾を得なければならない。建設業務責任者を変更する場合も同様とする。

４　事業者は、建設業務を実施する場合、業務要求水準書に定める監理技術者、主任技術者その他の関係法令により求められる資格者を適正に配置しなければならない。

５　事業者は、建設業務の着手時及び完了時に、業務要求水準書に定める書類を町に提出し、町の確認を受けなければならない。

６　事業者は、建設業務に必要な工事用電気、水道、ガス等の設備を、自己の責任及び費用負担において確保しなければならない。

７　事業者は、建設業務の実施のために、業務実施場所以外の用地が必要となった場合は、自らの責任及び費用負担において確保しなければならない。

# （施工計画）

第24条　事業者は、施工計画に基づき、建設期間内に本件施設の建設業務を完了しなければならない。

２　事業者は、施工計画の内容に変更が生じた場合、直ちに、変更にかかる事項について、変更計画書を町に提出してその承諾を得なければならない。

# （工事監理業務の実施）

第25条　事業者は、建設期間内に建設業務を完了するため、業務要求水準書に従い、工事監理業務を実施し、監理結果を町に報告しなければならない。

２　事業者は、建設業務の開始前に、工事監理業務責任者を選定し、町の書面による承諾を得なければならない。工事監理業務責任者を変更する場合も同様とする。

３　工事監理業務責任者は、工事監理業務の実施にあたり、工事監理者その他の関係法令により求められる資格者を適正に配置しなければならない。

４　事業者は、工事監理者に建設業務に関する工事監理の記録簿を毎月作成させ、当該記録簿を、翌月５日までに町に対して提出する。

５　事業者は、工事監理業務の完了時に、工事監理者に業務要求水準書に定める工事監理図書を作成させ、町に対して完了報告を行う。

# （町による説明要求及び立会）

第26条　町は、事業者に対して、建設業務の進捗状況及び施工状況について、工事監理者による報告を求めることができる。

２　町は、建設業務について、建設期間中の前後を問わず、事業者に対して質問を記した書面により説明を求めることができる。事業者は、当該書面を受領後10日以内に、町に対して書面により回答しなければならない。

３　町は、建設期間中、事業者が行う工程会議に立ち会うことができ、また、工事現場の施工状況を随時確認することができる。

４　前３項に定める報告、説明又は確認の結果、建設業務の進捗状況又は施工状況が業務要求水準書又は施工計画に定める条件を逸脱していることが判明した場合、事業者は、町の求めに応じて建設状況を是正しなければならない。

５　第１項乃至第３項に規定する報告、説明若しくは確認又はこれに基づく前項に規定する是正によって建設業務に遅延が生じた場合であっても、町はこれに基づく増加費用その他の損害について責任を負わない。

# （建設用地等の管理）

第27条　事業者は、自らの責任及び費用負担において建設業務の工事現場における安全管理及び警備等を行う。建設業務の実施に関し、建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により増加費用が発生した場合、当該増加費用は事業者が負担する。

２　事業者は、本事業期間中、自らの責任及び費用負担において本公園に隣接する敷地内にある建物、道路構造物等の防護に必要な措置をとらなくてはならない。

３　事業者は、本事業期間中、自らの責任及び費用負担において本公園内における既存施設及び都市公園法第６条の占用の許可に係る物件又は施設（新たに設置される占用物件を含む）を損傷若しくは破壊し、又はその効用を妨げないよう適切な措置をとらなければならない。

# （交通への妨害）

第28条　事業者は、各業務の実施にあたり、公道の通行又は使用を不必要又は不当に妨げないよう適切な措置をとらなければならない。

２　事業者は、隣接する道路を一時的に使用する場合は、事前に、適切な手続を行わなければならない。

# （暴力団等の排除）

第29条　建設業務の実施にあたって、暴力団等から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、事業者は、その旨を直ちに町に報告し、所轄の警察署に届け出るとともに、町及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

# （工期の変更）

第30条　町が、事業者に対して、施工計画に記載された工期（以下「工期」という。）の変更を請求した場合、町と事業者は、当該変更の当否及び費用負担について協議しなければならない。

２　事業者が、町に対して、工期の変更を請求した場合は、町と事業者は、当該変更の当否について協議しなければならない。

３　前項の場合、当該変更が町の責めに帰すべき事由による場合を除き、事業者は、当該変更により事業者に生じた増加費用を負担しなければならない。但し、当該変更が法令等の変更による場合、当該変更により事業者に生じた増加費用の負担は、第58条の例によるものとし、当該変更が不可抗力による場合、当該変更により事業者に生じた増加費用の負担は、第59条の例による。

４　事業者の責めに帰すべき事由により本公園の全面開園が遅延した場合、事業者は、当該遅延に伴い町に発生した損害額に相当する金額を町に対して支払わなければならない。

# （工事の中止）

第31条　町は、事業者が第４章の規定に違反した場合及び工事中の事故の発生等により必要があると認める場合は、事業者に書面をもって通知のうえ、建設業務の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。

２　町は、前項に定める一時中止により必要と認める場合、工期を変更することができる。事業者は、町の責めに帰すべき事由による一時中止の場合を除き、一時中止による増加費用を負担する。

# （竣工検査）

第32条　事業者は、業務要求水準書に従い、建設業務の完了時において、自らの責任及び費用負担において、本件施設の竣工検査及び機器・器具・什器・備品等の試運転等（以下「竣工検査」という。）を行う。事業者は、竣工検査の結果不合格となった場合、直ちに是正及び手直し等を行い、再検査を実施する。

２　事業者は、竣工検査（前項に定める再検査を含む。）において、本契約等及び設計図書に記載された本件施設の仕様の充足につき検査し、業務要求水準書に定める書類を町に提出しなければならない。

３　町は、前項の書類の提出を受けた後、速やかに、事業者の立会の下で、本件施設の完成検査を行わなければならない。

４　町は、前項の完成検査を行った後、速やかに、その検査結果を事業者に通知しなければならない。

# （所有権登記）

第33条　事業者は、前条の完成検査合格後速やかに、事業者を単独の所有者とする本件施設の所有権保存の登記申請手続を行う。登記手続に関する費用は、全て事業者が負担する。

# （建設期間中の増加費用）

第34条　事業者は、町の責めに帰すべき事由による場合を除き、建設期間中に発生した工事遅延、工事監理の不備、設計変更等の発生等を原因として生じた増加費用を負担する。

２　法令等の変更によって建設業務に関して事業者に増加費用が発生した場合は、第58条の例による。

３　不可抗力によって建設業務に関して事業者に増加費用が発生した場合は、第59条の例による。

# （建設期間中の第三者損害）

第35条　事業者は、建設業務及び工事監理業務の実施に起因して第三者に損害が発生した場合、当該第三者の損害を賠償しなければならない。但し、町の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。

# 第５章　本件施設の開園準備業務、維持管理業務及び運営業務

# （開園準備業務の実施）

第36条　事業者は、本契約等に従い、自らの責任及び費用負担において開園準備業務を行う。事業者は、町の責めに帰すべき事由による場合を除き、開園準備業務に関する一切の責任を負担する。

２　事業者は、事業契約締結後速やかに、本契約等に基づき、開園準備業務計画書を作成及び提出して、町の承諾を得なければならない。

３　事業者は、開園準備業務の開始前に、開園準備業務責任者を選定し、町の書面による承諾を得なければならない。開園準備業務責任者を変更する場合も同様とする。

４　事業者は、本契約等に従い、開園準備業務のセルフモニタリング結果を開園準備業務報告書としてとりまとめ、開園準備期間終了月の翌月20日までに町に提出し、町の確認を受けるものとする。

５　事業者の責めに帰すべき事由により本公園の本格運営開始及び全面開園が遅延した場合、事業者は、当該遅延に伴い町に発生した損害額に相当する金額を町に対して支払わなければならない。

# （開園準備業務計画書の変更）

第37条　事業者は、開園準備業務の着手の前後を問わず、開園準備業務計画書の変更が必要となった場合には、速やかに町に報告し、その承諾を受けなければならない。これらの変更は、本契約等に定める本件施設の性能に反するものであってはならない。開園準備業務計画書の変更に対する町の承諾は、事業者の本契約等における責任を軽減又は免除するものではない。

２　前項により、事業者が開園準備業務計画書を変更する場合、当該変更に対する町の承諾の有無にかかわらず、当該変更により生じる増加費用は、事業者が負担しなければならない。ただし、当該変更が町の責めに帰すべき事由による場合は除く。

３　町は、必要があると認める場合、書面により開園準備業務計画書の変更を事業者に求めることができ、事業者は、当該書面を受領した後、速やかに、開園準備業務計画書の変更の可否を町に通知しなければならない。ただし、事業者は、合理的な理由なく当該請求を拒否してはならない。

４　前項により、町の請求に基づき開園準備業務計画書を変更する場合は、当該変更により事業者に生じる増加費用は、町が合理的な範囲で負担する。また、当該変更により開園準備業務の開始日又は維持管理・運営期間の開始日が遅れる場合は、本事業期間の延長について、町と事業者は協議する。

５　第２項又は第４項の定めにかかわらず、法令等の変更によって開園準備業務に関して事業者に増加費用が発生した場合は、第58条の例による。

６　第２項又は第４項の定めにかかわらず、不可抗力によって開園準備業務に関して事業者に増加費用が発生した場合は、第59条の例による。

# （維持管理業務の実施）

第38条　事業者は、維持管理・運営期間中、本契約等に従い、自らの責任及び費用負担において維持管理業務を行う。事業者は、町の責めに帰すべき事由による場合を除き、維持管理業務に関する一切の責任を負担する。

２　町は、本条例（岬町立みさき公園条例をいう。以下同じ。）に定めるところに従い、事業者を本公園の指定管理者として指定し（以下「本指定」という）、事業者はこれをもって指定管理者として本条例その他の関連する法令及び本契約等に従って指定管理業務を開始する。指定管理業務の対象は、本公園及び本公園上の各施設のうち、新設施設及び管理許可を受けて利用する既存施設を除く全部とする。

３　事業者は、維持管理・運営期間の開始予定日の１か月前までに、本契約等に基づき、維持管理業務計画書のうち維持管理業務基本計画書を作成し、町の承諾を得なければならない。維持管理業務基本計画書は、本公園の全面開園前に内容の見直しを行い、全面開園日の２か月前までに見直し後のものを提出し、町の承諾を得なければならない。また、事業者は、維持管理・運営期間の各年度開始日の１か月前までに、当該事業年度に関する年度維持管理業務計画書を作成及び提出して、町の承諾を得なければならない。事業者は、翌年度以降の年度維持管理業務計画書については、当該年度開始の１か月前までに作成及び提出して、町の承諾を得なければならない。

４　事業者は、維持管理業務の開始前に、維持管理業務責任者を選定し、町の書面による承諾を得なければならない。維持管理業務責任者を変更する場合も同様とする。

５　維持管理業務責任者は、業務要求水準書に従い、維持管理業務の区分ごとに業務担当者を選定し、町の書面による承諾を得なければならない。業務担当者を変更する場合も同様とする。

６　事業者は、維持管理・運営期間中、業務要求水準書に定める維持管理業務報告書を毎月作成し、翌月20日までに町に提出する。

７　事業者は、維持管理・運営期間中、業務要求水準書に定める年度維持管理業務報告書を毎年作成し、各年度終了日の属する月の翌月20日までに町に提出する。

# （維持管理業務の区分・対象範囲）

第39条　維持管理業務の区分は次の各号のとおりとし、事業者が実施する維持管理業務については、本契約等に定めるところに従う。

（１）施設点検保守・修繕業務

（２）設備点検保守・修繕業務

（３）公園施設点検保守・修繕業務

（４）清掃業務

（５）警備業務

（６）樹木・植栽管理業務

（７）修繕・更新業務

（８）什器備品管理業務

（９）その他、提案書で定める業務

２　維持管理業務の対象範囲は、本公園及び同所上の施設の全部とする。

# （維持管理業務計画書の変更）

第40条　事業者は、維持管理業務の着手の前後を問わず、維持管理業務計画書の変更が必要となった場合には、速やかに町に報告し、その承諾を受けなければならない。これらの変更は、本契約等に定める本件施設の性能に反するものであってはならない。維持管理業務計画書の変更に対する町の承諾は、事業者の本契約等における責任を軽減又は免除するものではない。

２　前項により、事業者が維持管理業務計画書を変更する場合、当該変更に対する町の承諾の有無にかかわらず、当該変更により生じる増加費用は、事業者が負担しなければならない。ただし、当該変更が町の責めに帰すべき事由による場合は除く。

３　町は、必要があると認める場合、書面により維持管理業務計画書の変更を事業者に求めることができ、事業者は、当該書面を受領した後、速やかに、維持管理業務計画書の変更の可否を町に通知しなければならない。ただし、事業者は、合理的な理由なく当該請求を拒否してはならない。

４　前項により、町の請求に基づき維持管理業務計画書を変更する場合は、当該変更により事業者に生じる増加費用は、町が合理的な範囲で負担する。また、当該変更により維持管理・運営期間の開始日が遅れる場合は、本事業期間の延長について、町と事業者は協議する。

５　第２項又は第４項の定めにかかわらず、法令等の変更によって維持管理業務に関して事業者に増加費用が発生した場合は、第58条の例による。

６　第２項又は第４項の定めにかかわらず、不可抗力によって維持管理業務に関して事業者に増加費用が発生した場合は、第59条の例による。

# （運営業務の実施）

第41条　事業者は、維持管理・運営期間中、本契約等に従い、自らの責任及び費用負担において運営業務を行う。事業者は、町の責めに帰すべき事由による場合を除き、運営業務に関する一切の責任を負担する。

２　事業者は、維持管理・運営期間の開始予定日の１か月前までに、本契約等に基づき、運営業務計画書のうち運営業務基本計画書を作成し、町の承諾を得なければならない。運営業務基本計画書は、本公園の全面開園前に内容の見直しを行い、全面開園日の２か月前までに見直し後のものを提出し、町の承諾を得なければならない。また、事業者は、維持管理・運営期間の各年度開始日の１か月前までに、当該事業年度に関する年度運営業務計画書を作成及び提出して、町の承諾を得なければならない。事業者は、翌年度以降の年度運営業務計画書については、当該年度開始の１か月前までに作成及び提出して、町の承諾を得なければならない。事業者は、年度運営業務計画書に含まれていない業務要求水準書に定めるにぎわい創出業務を実施する場合、実施日の10日前までに臨時運営業務計画書を作成及び提出して、町の承諾を得なければならない。

３　事業者は、運営業務の開始前に、運営業務責任者を選定し、町の書面による承諾を得なければならない。運営業務責任者を変更する場合も同様とする。

４　運営業務責任者は、業務要求水準書に従い、運営業務の区分ごとに業務担当者を選定し、町の書面による承諾を得なければならない。業務担当者を変更する場合も同様とする。

５　事業者は、維持管理・運営期間中、業務要求水準書に定める運営業務報告書を毎月作成し、翌月20日までに町に提出する。

６　事業者は、維持管理・運営期間中、業務要求水準書に定める年度運営業務報告書を毎年作成し、各年度終了日の属する月の翌月20日までに町に提出する。

# （運営業務の区分・対象範囲）

第42条　運営業務の区分は次の各号のとおりとし、事業者が実施する運営業務については、本契約等に定めるところに従う。

（１）広報・情報発信業務

（２）問合せ対応業務

（３）総務業務

（４）公園施設利用受付業務

（５）個別公園施設の運営業務

（６）イベント開催支援業務

（７）災害対応業務

（８）にぎわい創出事業

（９）その他、提案書で定める業務

２　運営業務の対象範囲は、本公園の全域とする。

# （運営業務計画書の変更）

第43条　事業者は、運営業務の着手の前後を問わず、運営業務計画書の変更が必要となった場合には、速やかに町に報告し、その承諾を受けなければならない。これらの変更は、本契約等に定める本件施設の性能に反するものであってはならない。運営業務計画書の変更に対する町の承諾は、事業者の本契約等における責任を軽減又は免除するものではない。

２　前項により、事業者が運営業務計画書を変更する場合、当該変更に対する町の承諾の有無にかかわらず、当該変更により生じる増加費用は、事業者が負担しなければならない。ただし、当該変更が町の責めに帰すべき事由による場合は除く。

３　町は、必要があると認める場合、書面により運営業務計画書の変更を事業者に求めることができ、事業者は、当該書面を受領した後、速やかに、運営業務計画書の変更の可否を町に通知しなければならない。ただし、事業者は、合理的な理由なく当該請求を拒否してはならない。

４　前項により、町の請求に基づき運営業務計画書を変更する場合は、当該変更により事業者に生じる増加費用は、町が合理的な範囲で負担する。また、当該変更により維持管理・運営期間の開始日が遅れる場合は、本事業期間の延長について、町と事業者は協議する。

５　第２項又は第４項の定めにかかわらず、法令等の変更によって運営業務に関して事業者に増加費用が発生した場合は、第58条の例による。

６　第２項又は第４項の定めにかかわらず、不可抗力によって運営業務に関して事業者に増加費用が発生した場合は、第59条の例による。

# （開園日及び開園時間）

第44条　事業者は、維持管理・運営期間中、別紙８「開園日及び開園時間」に定める開園日及び開園時間のとおり、運営を行う。

# （利用料金）

第45条　事業者は、本契約等の定めに従い、指定管理者として、新設施設及び管理許可を受けて利用する既存施設を除く本公園の公園施設の利用料金（本条例に定める行為の許可に伴うものを含む）を当該施設の利用者から徴収し、自らの収入とするものとする。

２ 前項の利用料金の額は、本条例に定める額の範囲内において、事業者が事前に町の承諾を得て定めるものとする。当該利用料金の額を変更するときも、同様とする。

３ 事業者は、町が定める基準に基づき、前項で定める利用料金の額を減額し、又は免除することができる。

４　事業者は、本契約等及び設置・管理許可に従い、町の事前の承諾を得て、新設施設及び管理許可を受けて利用する既存施設について利用料金を設定し、利用者から利用料金を徴収することができる。

５　業務要求水準書に定める町、高齢者又は障がい者による公園施設の利用の場合、本契約等に従い、利用料金の減免を適用する。

６　事業者は、必要な場合、町の事前の承諾を得て、第４項に定める利用料金の体系及び金額を改定することができる。

# （開園準備、維持管理及び運営期間中の第三者損害）

第46条　事業者は、開園準備業務、維持管理業務及び運営業務の実施に起因して第三者に損害が発生した場合、当該第三者の損害を賠償しなければならない。但し、町の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。

# （本件施設の瑕疵による増加費用）

第47条　事業者が本件施設（既存施設を含む。）の瑕疵その他の本契約に適合しない状態が存することにより生じた増加費用については、事業者の負担とする。

２　前項にかかわらず、事業者は、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに町に通知しなければならない。

（１）募集要項等の記載が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

（２）募集要項等の記載に誤謬又は脱漏があること。

（３）維持管理範囲の条件（形状、地質、湧水等の条件をいうものとし、埋蔵文化財、土壌汚染及び地中障害物に係る条件を含む。次号において同じ。）について、募集要項等に示された自然的又は人為的な条件と実際の現場が一致しないこと。

（４）募集要項等で明示されていない管理範囲の条件について、予期することができない特別の状態が生じ、これにより提案書又は業務要求水準書に基づく本契約の履行が困難であると認められること（液状化の発生を含むがこれに限らない。）。

３　町は、前項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、要求水準書の変更案の内容を事業者に通知して、要求水準書の変更の協議を請求しなければならない。

４　町は、必要があると認めるときは、業務要求水準書の変更案の内容及び変更の理由を事業者に通知して、業務要求水準書の変更の協議を請求することができる。

５　事業者は、第３項又は前項の通知を受けたときは、14日以内に、町に対して次に掲げる事項を通知し、町と協議を行わなければならない。

（１）業務要求水準書の変更に対する意見

（２）業務要求水準書の変更に伴う事業日程の変更の有無

（３）設計図書又は維持管理・運営業務の計画書の変更の要否及び必要な変更内容

６　第３項又は第４項の通知の日から30日を経過しても前項の協議が整わない場合において、町は、必要があると認めるときは、業務要求水準書、事業日程を変更し、事業者に通知することができる。この場合（次項の通知を行う場合を含む。）において、事業者に増加費用又は損害が発生したときは、町は必要な費用を負担しなければならない。ただし、事業者が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠った場合においては、この限りでない。

７　業務要求水準書の変更が行われた場合において、町は、必要があると認めるときは、理由を示して設計図書又は維持管理・運営業務の計画書の変更を求める旨を事業者に通知することができる。

# 第６章　契約期間及び契約の終了

# （契約期間）

第48条　本契約は、本契約の締結日から効力を生じ、本契約の規定に従い解除されない限り、本事業期間の経過をもって終了する。ただし、本契約の終了日において未履行である町又は事業者の本契約上の義務、及び本契約に従い、本事業期間の末日の経過後に発生し若しくは履行期が到来する町又は事業者の本契約上の義務は、その履行が完了するまで法的拘束力を有する。

# （事業者の債務不履行等による契約の解除）

第49条　次の各号の一に該当する場合、町は、催告をすることなく、直ちに本契約を解除するとともに、事業者を指定管理者に指定しているときは当該指定を取り消すことができる。

（１）事業者が本事業を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。

（２）モニタリング計画に定める契約解除事由に該当するとき。

（３）事業者に対する指定管理者の指定が取り消され、又は指定管理期間満了時において再度の指定がなされないとき。

（４）本件施設の全部又は一部の設置管理許可が取り消され、又は更新されない場合で、本契約の目的を達することができないと町が合理的に判断したとき。

（５）事業者が自らの破産、特別清算、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他の倒産法制上の手続について事業者の取締役会でその申立を決議したとき。

（６）事業者につき破産、特別清算、民事再生手続開始又は会社更生手続開始、その他の倒産法制上の手続が申し立てられたとき。

（７）事業者が本契約等に定める報告書において著しい虚偽の記載を行ったとき。

（８）事業者が重大な法令等の違反をしたとき。

（９）本事業における選定手続に関し、事業者又は構成企業が基本協定第９条第１項第1号乃至第11号のいずれかの事由に該当するとき。

（10）前9号に規定する場合のほか、事業者が本契約等の重大な条項に違反し、客観的にその違反により本契約の目的を達することができないと町が合理的に判断したとき。

# （本件施設の完成前の契約の解除）

第50条　本件施設の完成前において次の各号の一に該当する場合、町は、催告をすることなく、直ちに本契約を解除するとともに、事業者を指定管理者に指定しているときは当該指定を取り消すことができる。

（１）建設期間の初日を過ぎても事業者が建設業務に着手せず、町が相当の期間を定めて催告しても事業者から町が満足すべき合理的な説明がないとき。

（２）事業者の責めに帰すべき事由により建設期間の末日までに本件施設が完成しないとき、又は、同日経過後相当の期間内に工事を完成させ、かつ客観的に完成確認をする見込みがないと町が合理的に判断したとき。

２　前条又は前項により本契約が終了した場合、事業者は、町に対して、本契約の解除により町の被った損害を賠償しなければならない。

３　本件施設の完成前に、前条又は第１項により本契約が終了した場合、町は、事業者に対し、当該施設の出来形部分を撤去したうえで、事業実施場所及び既存施設を事業者の責任及び費用負担において原状回復すること、又は当該施設の出来形部分若しくは既存施設に設置された動産を無償で町に譲渡することのいずれかを請求することができ、当該出来形部分又は当該動産について町が無償で譲渡するよう事業者に通知した場合には、当該通知の到達をもって当該出来形部分又は当該動産の所有権は町に移転したものとみなされるものとする。

４　前項において町が事業実施場所又は既存施設の原状回復を求めた場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復を行わないときは、町は事業者に代わり出来形部分を撤去したうえで事業実施場所又は既存施設を原状回復することができ、これに要した費用を事業者に請求できるものとする。

５　事業者が第３項による出来形部分の無償譲渡を行った場合、本契約の解除により被った町の損害の額が、譲渡を受ける当該出来形部分の整備費用を超過する場合は、町は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。

# （本件施設の完成後の契約の解除）

第51条　本件施設の完成以降において次の各号の一に該当する場合、町は、催告をすることなく、直ちに本契約を解除するとともに、事業者を指定管理者に指定しているときは当該指定を取り消すことができる。

（１）事業者の責めに帰すべき事由により、町の通告又は改善勧告にもかかわらず、合理的な理由なく事業者が本件施設について、本契約等に従った開園準備業務、維持管理業務若しくは運営業務を行わないとき、又は改善勧告に従わないとき。

（２）前号に規定する場合のほか、事業者が本契約等の重大な条項に違反し、かつ町が相当期間を定めて催告しても事業者から町が満足すべき合理的な説明がないとき。

２　本件施設の完成以降において第49条又は前項により本契約が終了した場合、町は、事業者に対し、新設施設を撤去したうえで、事業実施場所及び既存施設を事業者の責任及び費用負担において原状回復すること、又は当該既存施設に設置された動産若しくは当該新設施設を当該施設又は当該動産の所有者から無償で町に譲渡することのいずれかを請求することができ、当該動産又は当該施設について町が無償で譲渡するよう事業者に通知した場合には、当該通知の到達をもって当該動産又は当該施設の所有権は町に移転したものとみなされるものとし、速やかに当該施設の所有権移転登記を行うものとする。

３　前項において町が事業実施場所又は既存施設の原状回復を求めた場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復を行わないときは、町は事業者に代わり新設施設を撤去又は既存施設に設置された動産を収去したうえで事業実施場所又は既存施設を原状回復することができ、これに要した費用を事業者に請求できるものとする。

４　事業者が第２項による動産又は新設施設の所有者からの無償譲渡を行った場合、本契約の解除により被った町の損害の額が、譲渡を受ける本件施設の整備に要した費用を超過する場合は、町は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。

５　第２項に基づく本件施設の所有権移転手続に要する諸手続費用は、事業者の負担とする。

６　町は、本契約に基づく本件施設の所有権の町に対する譲渡の実行を確保するために、本件施設について事業者の費用負担により、町の所有権移転請求権保全の仮登記手続を行うことができ、事業者は町の請求があるときは、これに協力し又は所有者をしてこれに協力させなければならない。

# （町の債務不履行による契約の解除）

第52条　町が本契約に違反し、事業者から催告を受けた場合、町は事業者に対し、速やかに当該違反の是正に要する期間を通知しなければならない。その期間内に、当該違反が是正されない場合、事業者は、本契約を解除することができる。

２　前項の規定に基づき本契約が終了した場合、町は、本契約の解除により事業者が被った損害額を事業者に対して賠償する。

３　本件施設の完成前において、第１項により本契約が終了した場合で、本件施設の出来形部分又は本件施設に設置された動産が存在するときは、町は、自己の責任及び費用負担において、当該出来形部分（設置された動産を含む。以下本項において同じ。）を検査し、当該出来形部分のうちの合格部分の整備費用に相応する代金を事業者に支払ったうえ、合格部分の所有権を全て取得する。当該支払については、町は事業者と協議の上、事業者の指定する口座に一括又は分割払いにより支払う。この場合、町は必要と認めるときは、その理由を通知のうえ、出来形部分を最小限破壊して検査することができる。

４　本件施設の完成以降において、第１項により本契約が終了した場合、町は、本契約終了時点における本件施設の整備及び本件施設に設置された動産に要した費用に相応する代金を支払ったうえ、本件施設の所有権を全て取得する。当該支払については、町は事業者と協議の上、事業者の指定する口座に一括又は分割払いにより支払う。

５　前２項の規定は、事業者の町に対する損害賠償請求を妨げない。

# （町による任意解除）

第53条　町は、社会環境の変化等により、本事業の実施の必要がなくなったと認める場合、又は本件施設の転用が必要となったと認める場合には、事業者に対して90日以上前に通知を行うことにより、本契約を解除するとともに、事業者を指定管理者に指定しているときは当該指定を取り消すことができる。

２　前項の規定に基づき本契約が終了した場合の措置については、前条第２項乃至第５項を準用する。

# （法令等の変更による契約の終了）

第54条　第58条第３項の協議にもかかわらず、本契約の締結後における法令等（税制に関する法令等は除く。）の制定又は変更により、本事業の継続が不能となった場合、又は事業の継続に過分の費用を要する場合で、町が本事業自体を継続させ得ないと判断したときは、町は、本契約を解除することができる。

２　前項による本契約の終了が、本公園（新設施設を除く）又は既存施設の設計、建設又は維持管理に対して、類型的又は特別に影響を及ぼす法令等の変更を理由とする場合の措置については、第52条第２項乃至第５項を準用する。但し、事業者は当該解除により事業者に生じた逸失利益に相当する損害の賠償を町に請求することはできないものとする。

３　前項の場合を除き、第１項の規定に基づき本契約が終了した場合の措置については、第50条第３項及び同条第４項又は第51条第２項、同条第３項及び同条第５項を準用する。

# （不可抗力による契約の終了）

第55条　第59条第3項の協議にもかかわらず、不可抗力が生じた日から120日以内に本事業の内容等の変更について合意が成立しない場合、町が本事業自体を継続させ得ないと判断したときは、町は、本契約を解除することができる。

２　前項の規定に基づき本契約が終了した場合の措置については、増加費用（本件施設の所有権移転手続に要する諸手続費用を含む）又は損害の負担については第59条第３項を準用し、その他の措置については第50条第３項及び同条第４項又は第51条第２項、同条第３項及び同条第５項を準用する。

# （本事業終了に際しての処置）

第56条　事業者は、本事業が終了した場合（契約解除による場合を含む。）において、事業実施場所又は本件施設内の事業者が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他のもの（以下「器材等」という。）を撤去し、速やかに事業実施場所及び本件施設を明け渡すものとする。

２　事業者は前項の撤去及び明渡しに要する費用を負担する。ただし、器材等について、町から買取りの要請があった場合、協議に応じる。

３　町は、第１項に規定する場合、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に器材等の処置を実施しないときは、事業者に代わって器材等を処分し、事業実施場所又は本件施設の修復、片付けその他適当な処置を行うことができる。この場合、事業者は、必要な費用を負担する。

４　本契約の規定により本契約が解除されたときにおいて指定管理者の指定が取り消されていないときは、町は指定管理者の指定を取り消すものとし、当該取消しがなされたときに当該解除の効力が生じるものとする。

# （期間満了時の取扱い）

第57条　事業者は、本事業期間満了により本契約が終了する場合、本契約期間満了日に、次の各号に定める措置を講じなければならない。

（１）BOT施設

町に無償で譲渡して引き渡す。譲渡にあたって、事業者は業務要求水準書又は提案書記載の業務のために継続して使用するに支障のない状態にて、町に対してBOT施設を引き渡すものとする。事業者はBOT施設の譲渡に先立ち町の検査を受けなければならず、当該検査により、当該施設が業務要求水準書又は提案書記載の水準を満たしていないこと又は修繕すべき点が存在することを町が確認した場合、町は事業者に対してこれを通知するものとし、事業者は自己の責任及び費用において、当該通知に従い速やかにこれを補修、改造、改善又は修繕するものとする。

なお、BOT施設又はその敷地に事業者が所有し若しくは管理する工事材料、仮設物、機械器具その他の物件（事業者が使用する構成員、協力企業その他の第三者が所有し又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、事業者は、当該物件を撤去するとともに、BOT施設又はその敷地を修復し、取り片付けて、町に引き渡さなければならない。

（２）BOO施設

本契約期間満了日までに、事業者の責任及び費用負担によるBOO施設の撤去とBOO施設の敷地の原状回復を行わなければならない。

但し、町又は事業者の要望があった場合、町と事業者の協議により、以下のいずれかの措置を選択することができるものとする。

①　事業者が継続して当該施設を利用して事業を実施することを希望し、町が承諾する場合、新たに基本協定等を締結するとともに、設置許可を更新する。

②　町が引き継いで運営したいBOO施設があり、町と事業者双方が合意した場合、当該合意に基づき町へ当該施設の所有権を移転する。その場合、無償譲渡とする。

（３）事業実施場所及び既存施設

前２号のほか、事業実施場所又は既存施設に事業者が所有し若しくは管理する工事材料、仮設物、機械器具その他の物件があるときは、事業者は、当該物件を撤去するとともに、事業実施場所又は既存施設を修復し、取り片付けて、町に明け渡さなければならない。

２　町及び事業者は、本事業期間満了の１年前までに、前項の措置の対応について、協議を開始する。

３　第１項の場合において、事業者が正当な理由なく、第１項の期限内に第１項に定める施設又は物件の撤去、修復、取り片付け又は事業実施場所の原状回復を行わないときは、町は事業者に代わり必要な措置を行うことができ、これに要した費用を事業者に請求できる。

４　第１項に基づく本件施設の事業者から町への所有権移転登記手続は町がその費用において行うものとし、事業者は、当該登記に必要な書類を町の求めに従って提出しなければならない。

５　町は、第１項に基づくBOT施設の所有権の町に対する譲渡の実行を確保するために、本件施設について町の費用負担により、町の所有権移転請求権保全の仮登記手続を行うことができ、事業者は町の請求があるときは、これに協力しなければならない。

６　事業者は、本件施設の所有権が町に譲渡される場合には、町に対して、本件施設を町が継続して運営できるよう本件施設の運営及び維持管理に関して必要な事項を説明し、かつ、事業者が用いた運営、維持管理に関する操作要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、引き継ぎに必要な協力を行うものとする。

７　事業者は、町が事業者から本件施設の所有権を譲り受ける場合、当該譲渡と同時に、町に対して、本件施設の運営及び維持管理に必要な書類の一切を引き渡さなければならない。

８　事業者が、本件施設の所有権を町に譲渡する場合、担保権、用益権等の負担のない、完全な所有権を町に移転しなければならない。

９　事業者は、本件施設の所有権を町に譲渡する場合、所有権を譲渡する日において、別途町が指定する様式の目的物引渡書を町に交付し、本件施設の引渡しを行い、本件施設の所有権を町に取得させる。

# 第７章　法令変更及び不可抗力

# （法令変更）

第58条　法令等の変更により、本契約等に基づく自己の義務の履行が適用法令に違反することとなった場合、町又は事業者は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに、これを相手方に対して通知しなければならない。

２　前項に関する法令等が変更されたことにより、事業者に発生した増加費用又は損失は、それが本公園（新設施設を除く）又は既存施設の設計、建設又は維持管理に関して、類型的又は特別に影響を及ぼす法令等（税制に関する法令等は除く。）の変更に対応するためのもの及びこれに起因して本事業が中止となった場合に発生したものである場合は町が負担し（但し、事業者に生じた逸失利益に相当する損害を除く。）、その他の法令等の変更に対応するためのもの及びこれに起因して本事業が中止となった場合に発生したものである場合は事業者が負担する。

３　町又は事業者が第１項の通知を受領した場合、町及び事業者は、当該法令変更に対応するため、速やかに、本契約等に定める契約条件の変更について、協議しなければならない。

# （不可抗力）

第59条　町又は事業者は、不可抗力により本契約等に基づく自らの義務の履行ができなくなった場合、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに、これを相手方に対して通知しなければならない。

２　町が、前項の通知の内容について確認した結果、不可抗力であると認めた場合、事業者は、通知を発した日以降、本契約等に基づく義務の履行につき遅滞の責めを負わない。なお、町及び事業者は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

３　町又は事業者が第１項の通知を受領した場合、町及び事業者は、不可抗力によって被った損害及び不可抗力事由が消滅した後の本契約等の履行について協議を行う。不可抗力により事業者に生ずる増加費用又は損害（但し、事業者に生じた逸失利益に相当する損害を除くものとし、当該損害は事業者が負担する。）の負担については、本公園（新設施設を除く）又は既存施設の設計、建設又は維持管理に関するものについては、その100分の１を事業者が、その余については町がそれぞれ負担し、その他の不可抗力により事業者に生じるものについては、その一切を事業者が負担するものとする。

# 第８章　事実の表明及び保証

# （事業者による事実の表明及び保証）

第60条　事業者は、町に対し、本契約の締結日現在における次の各号の事実を表明保証する。

（１）事業者は、日本法に準拠して設立され有効に存続する会社であり、本契約等に定める債務、義務及び責務を負担し履行する権利能力を有している。

（２）事業者は、本契約の締結及び履行に必要な許認可の取得、取締役会の承認、その他関係法令又は会社定款上必要とされる一切の手続を完了している。

# 第９章　雑則

# （金融機関等との協定締結）

第61条　町は、事業者が本事業に融資を行う金融機関等との間で協議を行い、本事業の適切な管理監督のために必要な事項を定める協定を締結することができる。

# （公租公課）

第62条　事業者は、本事業の遂行に関連して賦課される公租公課について、自らの責任においてこれを負担する。

# （反社会的勢力）

第63条　事業者は、自己並びに自らの役員及び従業員が、以下に該当しないことを本契約締結日において表明保証する。

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年５月15日法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるもの

（２）暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるもの

（３）自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるもの

（４）暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの

（５）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

（６）その他上記各号に準ずるもの

２　事業者は、自己並びに自らの役員及び従業員が前項各号に定める者とならないことを誓約する。

# （秘密保持）

第64条　町及び事業者は、本契約等の交渉、作成、締結、実施を通じて開示を受けた相手方（本条において、以下「情報開示者」という。）の営業上及び技術上の知識、並びに経験、資料、数値その他全ての情報であって、情報開示者が開示の時点において秘密として管理している複製物を含む情報（以下「秘密情報」という。）を、本契約等における義務の履行以外の目的に使用してはならず、また次の各号に定める場合を除き、第三者に開示してはならない。

（１）事業者の株主及び融資機関並びにこれらの者に対して、本事業に関する助言を行う弁護士、公認会計士及びコンサルタントに対し開示する場合

（２）町に対して、本事業に関する助言を行う弁護士、公認会計士及びコンサルタントに対し開示する場合

（３）町又は事業者が法令等に基づき開示する場合

２　次の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。

（１）情報開示者から開示を受けた時点で既に保有している情報

（２）第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報

（３）情報開示者から提供を受けた情報によらず独自に開発した情報

（４）開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本契約等における義務違反によることなく公知となった情報

３　事業者は、本事業を実施するにつき、個人情報を取り扱う場合、関係法令及び岬町個人情報保護条例を遵守しなければならない。

４　町は、事業者が本事業を実施するにつき、取り扱っている個人情報の保護状況について、随時調査を行うことができるものとする。

５　町は、事業者が本事業を実施するにつき、個人情報の取り扱いが不適切であると認められるときは、必要な勧告を行うことができるものとする。この場合、事業者は、直ちに町の勧告に従わなければならない。

# （通知）

第65条　本契約の相手方当事者に対する通知、報告その他の連絡は、原則として書面により、手交又は次の各号の相手方の住所（本契約締結後に、当事者がその通知先を変更し、これを本条に従い相手方当事者に通知した場合は、かかる変更後の通知先とする。）宛てに郵便、FAX又は電子メール（FAX又は電子メールによる場合には、原本を直ちに追って郵送することを要する。）にてこれを行う。

（１）町宛て

宛先

住所

電話

FAX

電子メール

（２）事業者宛て

宛先

住所

電話

FAX

電子メール

２　前項に定める通知は、次の各号の区分に応じて、当該各号に定めるときにそれぞれその効力が発生する。

（１）手交された場合　相手方に手交されたとき。

（２）FAX又は電子メールにて行われた場合　FAX又は電子メールによる送付に関する通知の原本を、相手方が前項所定の相手方住所において受領したことを条件として、当該通知をFAX又は電子メールで相手方が受領したとき。

（３）郵便にて行われた場合　相手方が前項所定の相手方住所において受領したとき。

# （特許権等の使用）

第66条　事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令等に基づき保護されている第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、施工方法、維持管理方法及び運営方法等を使用するときは、その使用に関する全ての責任を負う。ただし、町が指定した材料、施工方法等で、募集要項等に特許権等の対象であることが明記されておらず、事業者が特許権等の対象であることを知らなかった場合は、町が責任を負担する。

# （著作権）

第67条　町が示した募集要項等の著作権は町に帰属する。

２　事業者から提出される設計図書を除く書面、図書類（提案書を含むが、これらに限定されない。）について、公表その他町が本事業のために使用する必要性を認めたときは、町はこれらの書面、図書類の全部又は一部（公にすることにより事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものは除く。）を使用できるものとし、事業者は、当該使用が第三者の有する著作権その他の権利を侵害することのないよう事業者の責任と費用において必要な措置を講じるものとする。

３　前項の定めに関わらず、設計図書は町が無償利用する権利及び権限を有し、当該利用の権利及び権限は、本契約終了後も存続する。

４　設計図書が著作権法（昭和45年法律第48号）に定める著作物に該当する場合における著作者の権利の帰属については、著作権法の定めるところによる。

５　事業者は、町が設計図書を次の各号に掲げるところにより利用をすることができるようにしなければならず、自ら又は著作権者をして著作権法第19条第１項又は第20条第１項に定める権利を行使し又は行使させてはならない。

（１）本件施設の内容を公表すること。

（２）本件施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

６　事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ町の承諾を得た場合は、この限りでない。

（１）第４項の著作物に関する著作権の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させること。

（２）設計図書及び本件施設の内容を公表すること。

（３）本件施設に事業者又は著作権者の実名又は変名を表示すること。

# （端数処理）

第68条　本契約等の規定に基づく金額の計算の結果、１円未満の端数があるときは、その端数額は切り捨てる。

# （準拠法及び合意管轄）

第69条　本契約等は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈する。

# （管轄裁判所）

第70条　本契約等に関する紛争については、大阪地方裁判所を第１審の専属管轄裁判所とする。

# （疑義についての協議）

第71条　本契約等の条項等の解釈について疑義が生じたとき、又は本契約等に定めのない事項については、当事者双方協議の上、互いに誠意をもってこれを定める。

以上を証するため、本契約書を２通作成し、町及び事業者がそれぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和３年　　月　　日

甲 大阪府泉南郡岬町

所在地　大阪府泉南郡岬町深日２０００－１

代表者　泉南郡岬町長　　田代　堯

乙 【名称】

所在地

商　号

代表者

# 別紙１　BOT施設及びBOO施設

[公園計画より、BOT施設及びBOO施設を記載する。]

# 別紙２　事業日程表

| 項　目 | 実施期間※１ |
| --- | --- |
| 開園準備業務の期間  （本格運営に向けた業務） | 事業契約締結日～【　】年【　】月【　】日 |
| 本格運営開始 | 【　】年【　】月【　】日 |
| 設計期間 | 事業契約締結日～【　】年【　】月【　】日 |
| 建設期間 | 【　】年【　】月【　】日～【　】年【　】月【　】日 |
| 開園準備業務の期間  （全面開園に向けた業務） | 【　】年【　】月【　】日～【　】年【　】月【　】日 |
| 全面開園開始 | 【　】年【　】月【　】日 |
| 維持管理・運営期間 | 【　】年【　】月【　】日～【　】年【　】月【　】日 |
| 事業終了 | 【　】年【　】月【　】日 |

※１　実施期間は、進捗状況により、町と事業者が協議し、変更になる場合がある。

# 別紙３　公園施設設置許可申請書（岬町都市公園条例施行規則）様式第２号

様式第2号(第2条関係)

年　　月　　日

公園施設設置許可申請書

　　岬町長　　　　　　　　　　様

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　印

電話

　次のとおり公園施設を設置したいので、許可してくださるよう申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 都市公園名 |  |
| 設置の目的 |  |
| 設置の期間 |  |
| 設置の場所 |  |
| 公園施設の構造 |  |
| 公園施設の管理の方法 |  |
| 工事の実施の方法 |  |
| 工事の着手及び完了の時期 |  |
| 都市公園の復旧方法 |  |
| 備考 |  |

注　添付書類として、位置図、平面図及び構造図を添えること。

# 別紙４　公園施設管理許可申請書（岬町都市公園条例施行規則）様式第３号

様式第3号(第2条関係)

年　　月　　日

公園施設管理許可申請書

　　岬町長　　　　　　　　　　様

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　印

電話

　次のとおり公園施設を管理したいので、許可してくださるよう申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 都市公園名 |  |
| 公園施設の名称及び場所 |  |
| 管理の目的 |  |
| 管理の期間 |  |
| 公園施設の数量 |  |
| 管理の方法 |  |
| 備考 |  |

注　添付書類として、位置図、平面図及び構造図を添えること。

# 別紙５　町が負担する費用

[公園内の森林エリアの維持管理及び公園内に存置された公園施設の維持管理について、PFI事業者の提案により、取り扱いについて双方協議し決定する。]

# 別紙６　町に支払う使用料

[設置許可、管理許可及び占用許可の使用料について、PFI事業者の提案に基づき双方協議し決定する。]

# 別紙７　事業者が付保する保険

１．施設整備（建設）期間中

事業者は、施設整備（建設）期間中、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。以下の付保の条件は最小限度の条件であり、事業者の判断により、以下の条件より担保範囲の広い補償内容とすることを妨げない。なお、事業者は、町の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約することができない。

（１）建設工事保険

保険契約者　：事業者

被保険者　　：事業者

保険の対象　：必須施設及び任意施設の建設工事

保険期間　　：工事開始日を始期とし、町の竣工時の完了確認結果の発行日を終期とする。

保険金額（補償額）：建設工事費

補償する損害：工事現場における突発的な事故による損害

（２）第三者賠償責任保険

保険契約者　：事業者

被保険者　　：事業者

保険の対象　：建設工事に起因する第三者の身体及び財物への損害

保険期間　　：工事開始日を始期とし、町の竣工時の完了確認結果の発行日を終期とする。

補償する損害：本事業の工事に起因する第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額　　：なし

２．維持管理・運営期間中

事業者は、維持管理・運営期間中（維持管理・運営期間開始前の内覧会実施期間を含む。また、事業者提案によりプレオープン等の第三者が本公園内に立ち入る行事を行う場合は、その実施期間も含む。以下、本項において同じ。）、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。以下の付保の条件は最小限度の条件であり、事業者の判断により、以下の条件より担保範囲の広い補償内容とすることを妨げない。なお、事業者は、町の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約することができない。

（１）施設賠償責任保険

保険契約者　：事業者

被保険者　　：事業者

保険の対象　：既存施設及び新設施設の施設・設備の瑕疵、管理上の過失に起因する第三者の身体障害及び財物損害

保険期間　　：維持管理・運営開始日前の内覧会開始日又は事業者提案によるプレオープン等の開始日のいずれか早い日を始期とし、本事業契約の終了時を終期とする。

補償する損害：本公園施設の使用若しくは管理及び本公園内において実施する本事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

（２）第三者賠償責任保険

保険契約者　：事業者

被保険者　　：事業者

保険の対象　：維持管理・運営業務（開園準備業務のうち、内覧会実施に関する業務及び事業者提案によるプレオープン等に関する業務を含む。）に起因する第三者の身体障害及び財物損害

保険期間　　：維持管理・運営開始日前の内覧会開始日又は事業者提案によるプレオープン等の開始日のいずれか早い日を始期とし、本事業契約の終了時を終期とする。

補償する損害：本公園施設の使用若しくは管理及び本公園内において実施する本事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

# 別紙８　開園日及び開園時間

[公園施設の開園日及び開園時間について、PFI事業者が提案し、町が承諾することにより決定する。]